平成２９年（フ）第５１４号
神奈川県横浜市中区上野町１丁目９番地
破産者　養泰有限会社
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１５号
千葉県鎌ケ谷市南佐津間４番47号　（クレアガーデンＤ棟201）
破産者　馬　　仲駿
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７３号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3372番地の５
破産者　増井　晴美
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７６号
千葉県松戸市千駄堀1523番地の４
破産者　菊池　昭彦
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５７号
大阪府高槻市西五百住町14番８号
破産者　株式会社寒天の里
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３８号
大阪府守口市東郷通３丁目10番29号
破産者　株式会社半田屋
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４３号
大阪府東大阪市宝持４丁目３番３号
破産者　有限会社日勝工業
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６４１号
大阪府東大阪市水走１丁目19番21号
破産者　株式会社エスワイケイトゥスリー
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８３号
大阪府門真市桑才新町22番４号
破産者　株式会社ノザオ印刷
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５００号
大阪府大東市三箇４丁目11番３号
破産者　清美運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５８５号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号
破産者　三文知株式会社
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４号
大阪府松原市天美東７丁目６番４号３階
破産者　株式会社谷商事
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
和歌山市紀三井寺592番地
破産者　株式会社つじや辻本商店
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島1052番地３
破産者　株式会社イメージワークス
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９１号
香川県坂出市府中町5411番地３
破産者　特定非営利活動法人Ｆ．Ｌ．Ｄ．Ｈ.
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２２００号
神奈川県横浜市中区桜木町１丁目101番地１クロスゲート７階
破産者　株式会社エヌ・ビー・ラボ
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１８９号
東京都渋谷区渋谷１丁目24番４号
破産者　株式会社クラスタイル
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８７号
東京都小金井市前原町３丁目15番４号ル・シュクル103
破産者　アールケイシステムズ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８８８号
東京都小金井市前原町３丁目15番４号ル・シュクル103
破産者　甲斐　隆二
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０５５号
東京都府中市宮町１丁目33番地の４マンション松本205
破産者　宍倉　　徹
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６２号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目８番６―301号
破産者　横浜プリンティング株式会社
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９３８号
横浜市鶴見区梶山２丁目29番５号
破産者　株式会社エーゼン
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部